

第 10 章 医療法人承継税制

10-3 出資持分放棄等の課税の根拠

Q10-3

医療法人の出資持分の放棄等について課税の根拠法令を教えてください。

A10-3

医療法人の出資持分の放棄等は、次の相続税法第 66 条第 4 項により、当該法人へみなし贈与課税がなされます。

(人格のない社団又は財団等に対する課税)

- 第 66 条** 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なるごとに、当該贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもって当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。
- 前項の規定は、同項に規定する社団又は財団を設立するために財産の提供があつた場合について準用する。
 - 前 2 項の場合において、第 1 条の 3 又は第 1 条の 4 の規定の適用については、第 1 項に規定する社団又は財団の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。
 - 前 3 項の規定は、持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈により当該贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と第 64 条第 1 項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときについて準用する。この場合において、第 1 項中「代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と、「当該社団又は財団」とあるのは「当該法人」と、第 2 項及び第 3 項中「社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と読み替えるものとする。
 - 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）又は前項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第 1 項若しくは第 2 項の社団若しくは財団又は前項の持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、これらの社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。
 - 第 4 項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否かの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

この放棄によって法人税は、法人税法施行令第 136 条の 4 第 2 項により課されません。その法人にみなし贈与課税が課税される場合、その法人が課税期間（1 月 1 日から 12 月 31 日）の受贈益相当額を翌年の贈与税の申告期に納税することになります。